

# 一般社団法人日本バレーボールリーグ機構

## 定 款

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（略称Vリーグ機構）と称し、英文では、Japan Volleyball League Organization（略称V-League）と表示する。

#### (主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

### 第2章 目的および事業

#### (目 的)

第3条 当法人は、当法人が運営するVリーグに所属するバレーボールチームを有する社員のため、試合の企画、諸規定の整備、広報活動、知的財産権の管理その他のVリーグに関わる諸問題に対処することにより社員の発展に寄与し、もって社員に共通する利益を図るとともに、公益財団法人日本バレーボール協会の傘下団体として、世界のトップリーグを目指し、日本のバレーボールの水準の向上およびバレーボールの普及を図ることにより、豊かなスポーツ文化の振興ならびに国民の心身の健全な発達に貢献することを目的とする。  
バレーボールを通じ、新たなスポーツ文化価値を広く社会にアピールし、地域社会の活性化や次世代を担う青少年の育成など、わが国競技スポーツのトップリーグのスポーツ文化の創造の先駆的役割を果たすことも当法人の目的とする。

#### (事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) Vリーグの試合の企画、開催および運営ならびに公式記録の作成および保存に関すること
- (2) Vリーグの競技および運営の諸規定の整備に関すること
- (3) Vリーグの選手、監督およびスタッフの養成および登録に関すること
- (4) Vリーグの試合に使用する施設および用具の認定に関すること
- (5) Vリーグの試合その他の活動の広報・出版に関すること
- (6) 当法人が有する知的財産権の管理ならびにVリーグに関わる商品の企画、開発、製造および販売に関すること
- (7) 公益財団法人日本バレーボール協会の行う選手の育成および強化に協力すること
- (8) 公益財団法人日本バレーボール協会の行う審判の養成および水準向上に協力すること
- (9) バレーボールおよびバレーボール技術の調査、研究および指導に関すること
- (10) バレーボールをはじめとするスポーツの振興と普及に関すること
- (11) バレーボールを通して地域社会の活性化や青少年の健全育成、スポーツ文化の価値創造に関わる事業
- (12) バレーボールを通じた国際的な交流に関すること
- (13) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

### 第3章 基金

#### (基金の募集)

第5条 当法人の財産的基礎の維持のために、入社時に社員から基金を募集する。

#### (基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

#### (基金の返還の手続)

第7条 基金の返還は、基金の拠出者に返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

### 第4章 公告の方法

#### (公告の方法)

第8条 当法人の公告は、電子公告の方法によって行う。

### 第5章 社員

#### (社員の資格)

第9条 当法人の社員はVリーグライセンス交付規則に則りS1、S2、S3ライセンスのいずれかを取得したものでなければならない。

2 公益財団法人日本バレーボール協会は、前項に拘わらず社員とする。

#### (入社)

第10条 当法人の社員となろうとする者は、当法人所定の様式による申込みを代表理事会長に提出し、社員総会の承認を得なければならない。

2 前項の者は、法令の定めるところに従い、その有するVリーグ機構所属チームの数に1口＝金50万円を乗じた額を基金として払い込まなければならない。

3 公益財団法人日本バレーボール協会は、基金12口＝金600万円を払い込むものとする。

#### (経費の負担)

第11条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費として、当法人が定める年会費を支払わなければならない。

2 既納付の年会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しない。

#### (退社)

第12条 社員はいつでも退社することができる。ただし、4か月以上前に当法人に対して、退社の予告をしなければならない。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由により退社する。

(1) 総社員の同意

(2) 第9条に定める社員の資格を満たさなくなったとき

(3) 第13条に基づく除名処分を受けたとき

#### (除名)

第13条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

#### (社員名簿)

第14条 当法人の社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、事務所に備えおく。

## 第6章 社員総会

### (社員総会)

第15条 当法人の社員総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年9月にこれを開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

### (開催地)

第16条 社員総会は、東京都区内において開催する。

### (招集)

第17条 社員総会は、代表理事会長がこれを招集する。

2 社員総会の招集は、理事の過半数で決する。

3 総社員の議決権の十分の一以上を有する社員は、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を代表理事会長に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

4 総社員の同意があれば本定款に定める招集手続きを省略できる。

第18条 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに各社員に対して、書面をもってその通知を発するものとする。

### (議決事項)

第19条 総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律およびこの定款に規定する事項について議決する。

### (決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の3分の2以上を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

### (議決権)

第21条 各社員は、基金1口につき1つの議決権を有する。

第22条 社員は、代理人によってその議決権を行使することが出来る。この場合において、当該代理人は、代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

2 前項前段の代理権の授与は、社員総会ごとに行なければならない。

### (議長)

第23条 社員総会の議長は、代表理事会長がこれに当たる。代表理事会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、副会長の理事がこれに代わる。

### (議事録)

第24条 社員総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

### (通知)

第25条 総会において議決した事項は、全社員に通知するとともに、当法人の公式ホームページ上に表示する。なお、通知および表示は総会終了後2週間以内に行う。

## 第7章 理事及び監事

### (員数)

第26条 当法人には、理事15名以内および監事3名以内を置く。

### (任期)

第27条 理事の任期は、就任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、就任後3年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者

又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

**(代表理事)**

**第28条** 当法人には、代表理事1名を置き、理事会の決議によりこれを定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

**(会長、副会長)**

**第29条** 当法人には、会長1名および副会長若干名を置く。

- 2 会長は、代表理事をもってこれに充てる。
- 3 副会長は、理事の中から理事会の決議によりこれを定める。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

**(理事会)**

**第30条** 理事会は、社員総会の議案ならびに法令およびこの定款に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 当法人の運営の基本方針
- (2) 重要な規則または細則の制定および改廃
- (3) その他理事会において必要と認めた事項
- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

**(監事の職務)**

**第31条** 監事は、当法人の業務を監査する。

- 2 監事は、理事及び当法人の使用人に対して事業の遂行状況について報告を求め、または当法人の業務及び財産の状況を調査できる。
- 3 監事は、理事が社員総会に提出する議案及び書類を調査しなくてはならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認められるときは、社員総会において、調査結果を報告しなければならない。
- 4 監事は、社員総会、理事会その他の当法人が開催する会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。ただし、議決権はない。
- 5 監事は、理事が当法人の目的範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をする恐れがあると認めるときは、社員総会においてその旨を報告しなければならない。この場合において、当該報告をする必要があるときは、当該監事は、社員総会を招集できる。

**(理事及び監事の報酬)**

**第32条** 理事及び監事の報酬は、それぞれ社員総会の決議をもってこれを定める。

## **第8章 計 算**

**(事業年度)**

**第33条** 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

**(剰余金の分配の禁止)**

第34条 当法人は剰余金の分配を行わない。

## 第9章 定款の変更および法人の解散

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の決議をするには、総社員の議決権の3分の2以上を有する社員が出席し、総社員の議決権の4分の3以上の賛成がなければならない。

### (解散)

第36条 当法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 破産
- (3) 解散を命ずる判決

- 2 前項第1号の決議は、前条第2項に定めるところにより行わなければならない。

### (残余財産)

第37条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 附 則

第38条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、その他の法令によるものとする。

### 【定款改定履歴】

#### <中間法人法による時期のもの>

平成17年7月26日 中間法人定款として認証完了

平成18年9月22日 第1回改定

1. 第5条 基金の総額を、1,500万円から2,350万円とした
2. 第6条 公告の方法を、官報によるから電子公告によるとした
3. 第9条 Vリーグ、V1リーグの名称を変更した

平成19年9月21日 第2回改定

1. 第5条 基金の総額を、2,350万円から2,450万円とした

平成20年9月26日 第3回改定

1. 第5条 基金の総額を、2,450万円から2,650万円とした
2. 第29条 会長、副会長の設置を追加
3. 前項に伴い定款中の代表理事の表記を代表理事会長に改める

#### <一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行以降のもの>

平成21年5月1日 新法第1回改定

1. 法改正に伴い、法人名称を中間法人から一般社団法人に変更した(第1条)
2. 基金の総額の記述を削除し、代わりに基金の募集について記述した(第5条)
3. 設立時の社員一覧の記述を削除し、代わって社員名簿の作成、保管について記述した(第14条)
4. 代表理事の選出方法を法令に従い理事会が選出することにした(第28条)

5. 附則に記載していた法人設立時の特別規則を削除した

平成 22 年 9 月 28 日 新法第 2 回改定

1. 監事の理事会への出席について、法改正により任意規定から義務規定に変更になったことに合わせて改正する（第 31 条第 4 項）

平成 24 年 9 月 24 日新法第 3 回改定

1. 理事会決議について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条に基づき、理事会の決議の省略に関する条項を追加する（第 30 条 2 項）
2. 平成 23 年 2 月 1 日に日本バレーボール協会が公益財団法人として設立されたことにより、財団法人日本バレーボール協会を公益財団法人日本バレーボール協会に修正した（第 3 条、第 4 条、第 9 条、第 10 条）
3. 当法人の根拠となる法律名称の表記に正確を期すため、一般社団法人法を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律と修正した（第 19 条、第 36 条）

平成 25 年 9 月 24 日新法第 4 回改定

1. 社員総会の開催地を東京都区内に改めた（第 16 条）
2. 理事・監事の員数に上限を定めるとともに、下限の規定を削除した。また、社員総会の決議により定める旨の記述を削除した（第 26 条）

平成 28 年 9 月 16 日新法第 5 回改定

1. 当法人の事務所移転に伴い、事務所所在地を東京都中央区に改めた（第 2 条）

平成 29 年 9 月 28 日新法第 6 回改定

1. 非営利型一般社団法人（非営利追求型）への法人変更に伴い、第 34 条に「当法人は剰余金の分配を行うことができない」旨を規定した。また、第 37 条に「当法人が解散した場合は、残余財産を国や一定の公益的な団体に贈与すること」を規定した。これに伴い、従来の第 34 条を第 35 条に、第 35 条を第 36 条に、第 36 条を第 38 条にそれぞれ変更を行った。

平成 30 年 9 月 26 日新法第 7 回改定

1. 2018-19 シーズンからのリーグ改変に伴い、ライセンス取得を入社の条件と変更したことから、第 9 条 1 項を全面的に改定した。